

茅ヶ崎市  
インターネット公有財産売却  
一般競争入札共通説明書

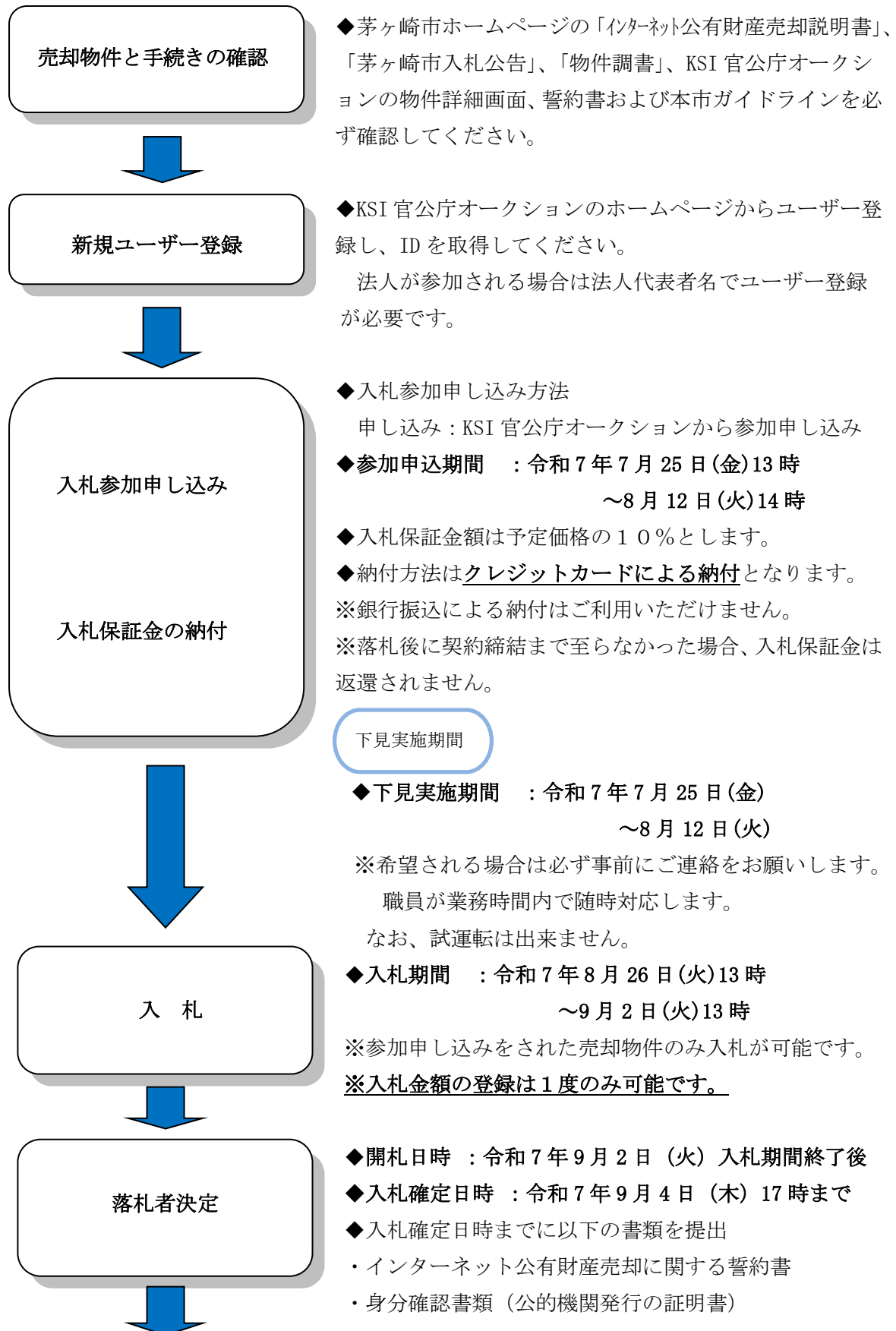
**参加申込期間**

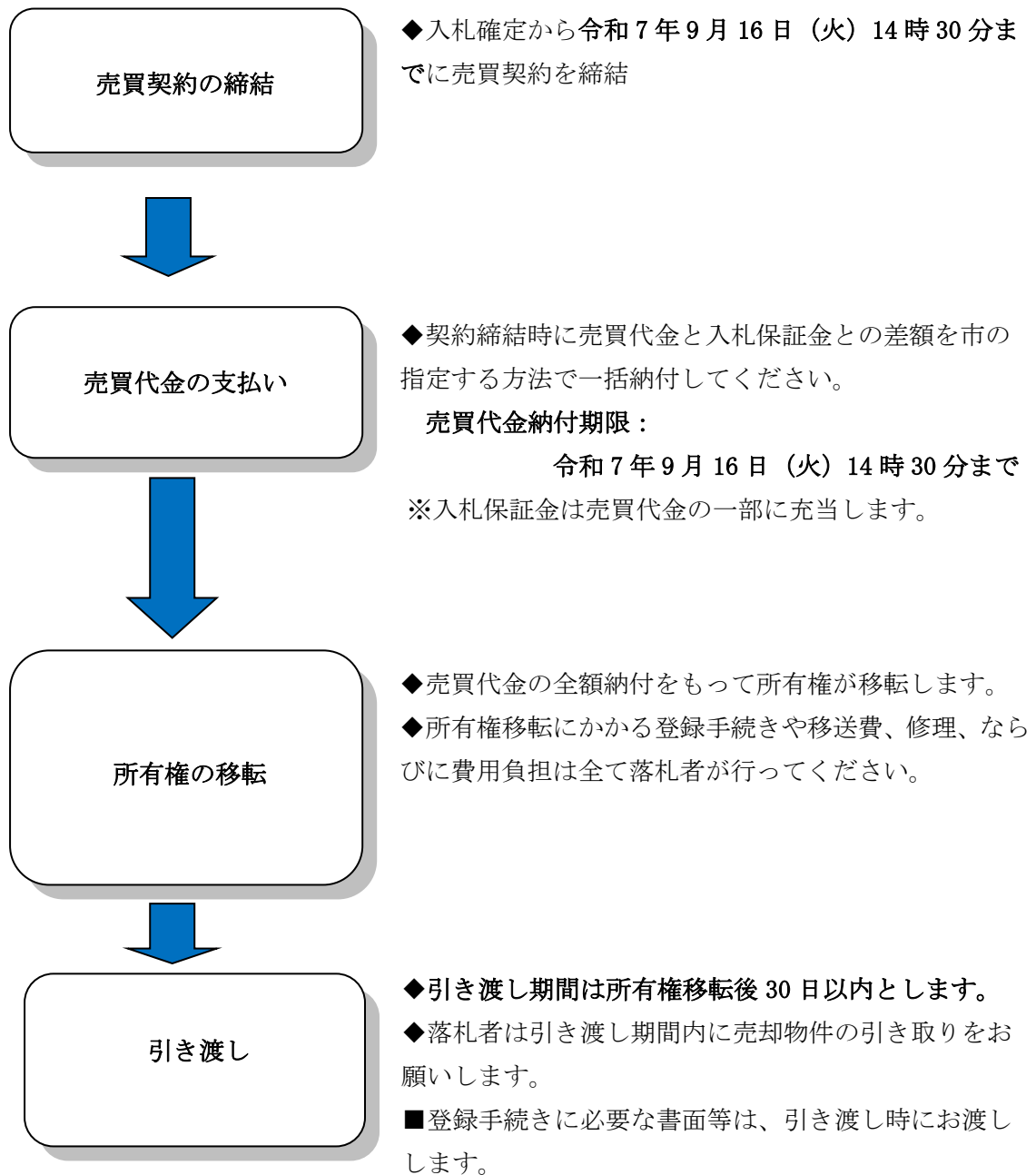
令和7年7月25日(金)13時～8月12日(火)14時

**入札期間**

令和7年8月26日(火)13時～9月2日(火)13時

## インターネット公有財産売却システムを利用した入札の流れ





入札に参加される方は、次の各事項をよくお読みのうえ参加してください。

## 1 入札物件

入札に付する物件は、物件調書および KSI 官公庁オークションの各物件詳細に記載のとおりです。

## 2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法第 239 条第 2 項の規定に該当する者（物品に関する事務に従事する茅ヶ崎市職員）
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者（入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者）
- (3) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者（「暴力団」・「暴力団員」・「暴力団員等」・「暴力団経営支配法人等」に該当する者）及び同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (4) 茅ヶ崎市が定める本入札説明書および茅ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 参加申し込みの時点で 18 歳未満の者
- (6) 日本語を理解できない者
- (7) 日本国内に住所および連絡先がない者

## 3 売却物件の下見

- (1) 下見期間 本説明書 2 頁に記載の「参加申込期間」を物件の下見期間とします。  
職員が業務時間内で随時対応しますので、参加を希望される方は、必ず事前にご連絡をお願いします。

|                                      |
|--------------------------------------|
| 担当：経営総務部資産経営課資産経営担当 TEL：0467-81-7116 |
|--------------------------------------|

- (2) 下見場所 物件ごとに場所が異なるため、事前連絡の際にお伝えします。
- (3) 売却物件の試運転はできません。

※売却物件の現物を確認しなくても入札に参加できますが、売却物件に関するすべての事項を了承したものとみなします。

## 4 入札参加の申し込み等

- (1) 参加申込期間

※本説明書 2 頁に記載の「参加申込期間」をご参照ください。

- (2) 参加申し込み

①入札に参加していただくには、KSI 官公庁オークションより参加者本人がユーザー登

録をし、ID を取得する必要があります。法人として入札に参加する場合は、法人代表者名でユーザー登録を行い、ID を取得してください。ID の取得は KSI 官公庁オークションホームページより可能です。

- ②入札を希望される物件ごとに参加申し込みが必要です。KSI 官公庁オークションのホームページへアクセスし、茅ヶ崎市が掲載する売却物件の詳細ページからログイン及び参加申し込みを行ってください。
- ③参加申し込みの際には、必ず身分確認書類（公的機関発行の証明書）で確認のとれる住所、氏名など（参加者が法人の場合は、印鑑登録のされている所在地、名称、代表者氏名）を参加情報として登録してください。落札された場合、この情報で権利移転の手続きを行います。
- ④代理人による入札参加も可能です。その場合、委任状及び代理人の身分確認書類（公的機関発行の証明書（コピー可））を、申し込み期間内に資産経営課まで持参または郵送にて提出してください。郵送の場合は、申込期限日までの消印が有効です。  
※郵送で提出した場合、申込期限日までの消印であっても、何らかの事情により入札開始の2開庁日前までに茅ヶ崎市に委任状及び代理人の身分確認書類が到着せず、書類の提出が確認できない場合は入札に参加することができません。
- ⑤参加申し込みは、茅ヶ崎市で入札保証金の納付（与信枠の確保）を確認した後、申し込み登録をいたします。（参加申込期間終了後、仮登録から本登録へ切り替えます。）

**【ご注意】** 物件落札時に身分確認書類（公的機関発行の証明書）を提出いただきます。参加申し込み時の登録情報と照合し、記載内容が異なる場合は、契約の締結が出来ません。参加申し込み時の登録手続きの際は十分に注意してください。

- ⑥入札書類は、市ホームページよりダウンロードをお願いします。また、資産経営課の窓口でも配布しています。提出いただいた書類につきましては、返却はいたしかねますので、予めご了承ください。

### (3) 入札保証金

- ①入札に参加するには入札保証金の納付が必要です。入札保証金の額は各売却物件の予定価格の10%の額として、あらかじめ茅ヶ崎市にて設定しております。
- ②入札保証金は、インターネット上の KSI 官公庁オークションの売却物件の詳細ページから参加申し込み時に、所定の手続きに従って、クレジットカードにより納付してください。納付方法の詳細は、KSI 官公庁オークションの本市ガイドラインをご覧ください。
- ③入札保証金は、落札時に売買代金の一部に充当します。

### (4) その他注意事項

代理人による参加申し込みにあたって、申し込み期間中に委任状等の書類を提出しなかった者および審査の上入札に参加することができない者として認められた者は、

入札に参加することはできません。

## 5 入札（一般競争入札）

### (1) 入札期間

※本説明書 2 頁に記載の「入札期間」をご参照ください。

### (2) 入札方法

- ① KSI 官公庁オークション上で入札額を入力してください。入札額の入力は、一度しか行うことができません。
- ② 参加申し込みおよび入札保証金の納付の事実を茅ヶ崎市が確認できた参加申し込み者本人の ID でのみ入札が可能です。
- ③ 入札金額は、消費税および地方消費税を含めた金額を記入してください。
- ④ 一度行った入札は、入札者の都合による取消や変更はできません。

## 6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 1 物件につき、1 人で 2 つ以上の ID を使用して行った入札
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、本説明書および茅ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドラインならびに茅ヶ崎市入札公告に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

## 7 落札者の決定

- (1) 茅ヶ崎市が売却物件について定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者には、茅ヶ崎市から入札終了後、あらかじめ ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (3) 当該電子メールが落札者に到着しないために、茅ヶ崎市が落札者との契約締結および売買代金の納付を代金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は茅ヶ崎市に帰属し返還されません。
- (4) 最高価格での入札者が複数存在する場合、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。
- (5) 落札者は、入札参加資格の有無及び落札者情報の確認のため、**※本説明書 2 頁に記載の「入札確定日時」**までに以下の書類を提出してください。
  - ・インターネット公有財産売却に関する誓約書 1 部（市ホームページ参照）
  - ・身分確認書類（公的機関発行の証明書） 1 部（コピー可）（住民票の写しまたは印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内）、マイナンバーカード（表）、運転免許証、パスポート等、法人の場合は、商業登記簿謄本 等）

※電子申請システムを利用し、電子データでの提出も可能です。

- (6) 落札者の ID に紐づく会員識別番号および落札価格については、KSI 官公庁オークション上に一定期間公開します。また、かながわ電子共同入札システムへ入札結果（入札金額、入札者名（但し、法人に限る）等）を公開します。

## 8 落札者の入札取り消し

落札者が「2 入札に参加することができない者」に該当することが判明した場合、落札者の入札を取り消します。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は、原則返還しません。

## 9 売買契約の締結

- (1) 落札者は、**本説明書 3 頁に記載の「売買代金納付期限」**までに売買契約書（別添）により契約を締結していただきます。茅ヶ崎市が送付する契約書 2 部に必要事項を記入、押印のうえ、茅ヶ崎市に郵送または窓口へ直接提出してください。
- (2) 売買代金は、入札した金額（消費税および地方消費税を含む）となります。
- (3) 落札者は、契約締結から売却物件の引き渡しまでに茅ヶ崎市の責に帰すことのできない事由により、物件が破損、焼失などの損害が発生した場合は、契約の解除を申し出ることができます。
- (4) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになります。
- (5) 契約後に落札者が茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当することが判明したとき及び落札者（法人等である場合には、役員、支店又は営業所の代表者を含む）が同条例 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められた場合は、当該契約を解除します。
- (6) 契約後に落札者が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項または第 2 項に違反したと認められた場合は、当該契約を解除します。

## 10 売買代金の納付

- (1) 売買代金の支払いは、契約締結時に売買代金から入札保証金との差額（売買代金の残金）を茅ヶ崎市が指定する口座に一括で納付してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

- (2) **売買代金納付期限は、本説明書 3 頁に記載の指定期限までになります。**

※代金納付期限とは、茅ヶ崎市が納付を確認できる期限です。金融機関へ代金納付されても、茅ヶ崎市が納付を確認できるまで、時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

## 11 落札者以外への入札保証金の返還

- (1) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。参加申し込

みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。なお、入札保証金には利息を付しません。

- (2) 納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードから入札保証金の引き落としが行われません。ただし、入札参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

## 12 売却物件の権利移転

売買代金が完納されたときに、売却物件の所有権が移転することとします。売買代金の完納を確認後、登録に関する書類等を落札者に送付します。所有権の移転に伴う道路運送車両法の規定に基づく手続き、及びその他一切の法律や諸規制に関する手続きと費用負担は落札者に行っていただきます。

## 13 売却物件の引き渡し

- (1) 売却物件の引き渡しは、売買代金の完納を確認した後とします。
- (2) 売却物件の引き渡し時に各物件に応じた書類及び鍵等をお渡しします。
- (3) 売却物件は現状有姿での引き渡しとなりますので、引き渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
- (4) 売却物件の移送については、落札者の責任のもと行うものとし、移送に係る費用は落札者が負担してください。引き渡しの期限は所有権移転の日から30日以内とします。30日以内に売却物件を引き取りに来られない場合は、契約を解除させていただきます。

## 14 その他の注意事項

- (1) 入札には本説明書、「物件調書」、「茅ヶ崎市入札公告」、「誓約書」および「茅ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドライン」をよくお読みのうえご参加ください。
- (2) 売買契約は、KSI 官公庁オークション上で参加申し込みを行った名義で行います。
- (3) 入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- (4) 売却物件については通常の使用がない状態ですが、このことによる影響等について茅ヶ崎市は確認しておりません。これらの補修・改修およびその費用負担等について茅ヶ崎市は対応いたしません。
- (5) 売却物件については外装のキズ、凹み等が存在しますが、これらの修理・洗浄およびその費用負担等について茅ヶ崎市は対応いたしません。
- (6) 売買契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。
- (7) やむを得ない事情により入札を中止することがあります。これにより、入札参加者などに損害が生じた場合、茅ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (8) 売却システムの不具合および入札参加者などが使用する機器やネットワークの不

備・不具合に起因して生じた損害について、茅ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず、責任を負いません。

(9) 入札参加者などのクレジットカード決済システムの不備・不具合に起因して生じた損害について、茅ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(10) この説明書に定めのない事項については、「茅ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドライン」および「茅ヶ崎市契約規則」ならびにその他関係法令の定めるところによります。